

【用語】知行所—旗本の領地 武人扶持—二人分の飯米（一人分は一日玄米五合）を一年分給付されること 夏成—夏期に納める畑年貢 急度—必ず、嚴重に 咎—罪 水旱損—水損と旱損、洪水や日照りによる作物の損害 憐愍—なさをかける 地頭所—旗本の知行地または旗本の役宅 勝手向—家計、暮らしむき 小前百姓—一般の本百姓 出情—出精、精を出すこと 群馬郡上尻高村—吾妻郡高山村

【解説】上野国内に知行地をもつ旗本は、元禄十六年（一七〇三）には三二九人、知行高の合計は一九万一三七〇石余であつた（上野国総石高の約三割）。尻高村も元禄年間から旗本三家（向井、本多、成瀬）の相給地であつた。

この文書は、文政三年（一八二〇）旗本向井兵庫（禄高九〇〇石）が上尻高村の有力農民である松井十左衛門に、自らの知行所六カ村（群馬郡尻高村・中山村・村上村、新田郡成塚村・東矢島村、下野国梁田郡小曾根村）の割本代官を命じたものである。割元代官は地代官とも呼ばれ、江戸常住の旗本の知行地と領民を管理した地方役人である。職務の第一は、年貢の徴収に責任を持つことであり、ほかに凶作時の対策や知行地内の取締りなどが任されていた。その手当として、松井十左衛門は二人扶持を与えられ苗字帯刀を許された。なお、最後から二番目の条項では、地頭所の村々の財政再建を約束しているが、これは従来かなりの財政負担を課していたことを意味するものであろう。